



税金

市税

問 串木野庁舎 税務課 ☎33-5616

市税は、皆さんが安心・安全な市民生活を送るために負担しなければならない市民共通の経費です。本市で課税する市税は次のとおりです。

●普通税 個人住民税(市民税・県民税)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税

※税収入の使い道について制限がなく、各種の事業に使える税金です。

●目的税 入湯税、国民健康保険税

※環境衛生、消防施設の整備、国民健康保険事業など特定の目的のために使う税金です

個人住民税(市民税・県民税)

個人住民税は、市町村や都道府県が行政サービスを行うために使われる税金で、原則として、課税される年度の1月1日に本市に住所を有している方が納税義務者となります。その内訳は所得割と均等割からなります。

①均等割:市民税3,000円

県民税1,500円(みんなの森づくり県民税500円を含む)

②所得割:前年中の所得から控除を差し引いた金額に税率をかけて、税額が算出されます。

※国税である森林環境税1,000円もあわせて課税されます。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人などに規模や収益に応じて課税されるものです。税率は次のとおりです。

●税率 均等割:5万円~300万円(資本等の金額及び従業員の数により決められた法人等の区分に対する税率)、法人税割:8.4%

●納期

確定申告納付:事業年度終了の日の翌日から起算して2か月以内

予定・中間申告:事業年度開始の日以後6か月を経過した日から起算して2か月以内

固定資産税

1月1日現在で市内に土地・家屋や償却資産を所有している方に課税されるものです。税率・納期は次のとおりです。

●税率 1.4%(税率の基準額は固定資産課税標準額による)

●納期 5月、7月、11月、1月の4期



〈 広告 〉



税金

私たち税理士は、納税者となられる皆さまの代理人として、申告納税のお手伝いをする仕事をしています。

税務代理

税務書類の作成

税務相談

「成年後見制度」における成年後見人等の業務

会計業務

記帳指導・決算指導等

税務訴訟における補佐人としての業務

実はそれって税理士かも!

立石長男税理士事務所

税理士 立石 長男

いちき串木野市東塩田町64

TEL.0996-32-5949

未来を語り・未来を創り・未来に残す...



税理士法人

未来税務会計事務所

MIRAI TAX ACCOUNTING OFFICE

鹿児島川内事務所

代表社員

税理士 吉屋 裕司

Yoshiya Hiroji

〒895-0012

鹿児島県薩摩川内市平佐町2227-1 堀ビル2F

TEL.29-4725(代) FAX.29-4726

http://www.miraizaimu.com

軽自動車税

軽自動車税には「種別割」と「環境性能割」があります。

●種別割

4月1日現在で、軽自動車等を所有している方に課税されるものです。税額・納期は次のとおりです。

●税額

【原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車】

車種		年税額
原動機付自転車	50ccまたは定格出力が0.6kw以下のもの(ミニカーを除く。)	2,000円
	定格出力が0.6kw以下のもの(特定小型原動機付自転車)	2,000円
	50cc超90cc以下、または定格出力が0.6kw超0.8kw以下のもの	2,000円
	125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの(新基準原付)	2,000円
	90cc超125cc以下、または定格出力が0.8kw超1.0kw以下のもの	2,400円
	ミニカー(3輪以上で20cc超50cc以下、または定格出力が0.25kw超0.6kw以下のもの)	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用(農耕トラクターなど)	2,400円
	その他(ショベルローダなど)	5,900円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

車種			年税額		
			(ア)	(イ)	(ウ)
軽自動車 660cc以下	三輪(50cc超660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(ア)平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両

(イ)平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両

(ウ)最初の新規検査から13年を経過した車両

●納期 5月1日から同月31日まで

●軽自動車税の減免(申請が必要です。)

●対象となる軽自動車等

①歩行が困難な身体障がい者が所有する軽自動車等で、専ら本人が運転するもの

②歩行が困難な身体障がい者または精神障がい者が所有する軽自動車等(身体障がい者で18歳未満の者または精神障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます。)で、専ら当該身体障がい者等の通学・通院・通所もしくは生業のために、これらの人と生計を一にする方が運転するもの

③歩行が困難な身体障がい者等のみで構成される世帯の当該身体障がい者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等の通学・通院・通所もしくは生業のために、これらの方を常時介護する方が運転するもの

④車の構造が、専ら身体障がい者等が利用するためのもの

※生計同一者または常時介護者による運転に係る減免の対象が拡充され、下肢障がい6級以上を含み、かつ、異なる部位の障がい等級の合算判定の結果、合算後等級が2級以上となる場合、生計同一者または常時介護者による軽自動車の運転は、減免対象となります。

※いずれも、普通自動車を含めて身体障がい者等一人につき1台に限ります。

●申請方法

申請は納期限7日前までです。次のものを持参の上、窓口で手続を行ってください。

①車検証、②身体障害者手帳、療育手帳等、③納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード等、④当該車両を運転する方の運転免許証、⑤軽自動車税納税通知書、⑥生計同一証明書(生計を

〈広告〉

鹿児島川内支店

〒895-0012
鹿児島県薩摩川内市平佐町1677-1
TEL (0996)27-1133
FAX (0996)27-1144

鹿児島中央駅前支店

〒890-0053
鹿児島市中央町22番地16 アエルプラザ316号
TEL (099)297-6675
FAX (099)297-6643

<http://mikata-c.co.jp>

ビジネス&ライフ・コンサルティング

ミカタ税理士法人

鹿児島川内支店・鹿児島中央駅前支店

経営者のあらゆるお悩みをサポートします。

○税務顧問 ○事業承継税務 ○相続に関係する税務 ○開業支援 ○税務調査 他

MIKATA

経営と、人生の、味方になる。



税金

一にするものが運転する場合)、⑦常時介護証明書(生計を一としない方で当該障がい者を常時介護する方が運転する場合)

※申請書は窓口にあります。

※一度申請すれば翌年度以降は申請不要です。ただし、申請内容に変更が生じた場合は、再度申請が必要となります。

※身体障害者の手帳の級に該当しても、障がいの内容によっては減免ができない場合もあります。

●環境性能割について

環境性能割は、新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超える軽自動車を取得した際に、軽自動車の取得価格に燃費性能等に応じた税率を乗じた額が取得者に対して課税されます。

市たばこ税

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、たばこを小売業者に売り渡す場合において、そのたばこに対して課税されるものです。たばこ税は市の貴重な財源です。たばこは市内の小売店で買いましょう。

●税率(令和7年4月1日現在)

1,000本につき 6,552円

鉱産税

金鉱石などの鉱物の採取を行う鉱業者に課税されるものです。

●税率

課税対象の区分	税額
1か月間に掘削された鉱物の価格の合計	100分の1
1か月間に掘削された鉱物の価格の合計額が200万以下の場合	100分の0.7

市税等の口座振替

問 串木野庁舎 会計課 ☎33-5622

口座振替制度

市税等の納付のための時間が取れない方に代わって、指定した預貯金口座から市税等を自動的に振替納付することができます。

手続は、各金融機関の窓口で受け付けています。

※必要なもの：納税通知書または納入通知書、通帳、通帳印

※口座振替開始月の前月20日までに手続が必要です。

また、右の①に関する市税等は、税務課または市来庁舎市民生活課でキャッシュカードと身分証明書を提示していただくことで口座振替の申込手続を行うこともできます。

※この場合、前月末までの申込みで翌月から口座振替が利用できます。

入湯税

温泉(鉱泉浴場)に入浴された方に課税されるものです。納税者は鉱泉浴場経営者です。

●税率 入浴客1人1日につき150円

●課税免除対象者

(1)年齢12歳未満の方

(2)共同浴場または一般公衆浴場に入浴する方

(3)(1)・(2)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める方

納税

納税は、最寄りの金融機関(銀行、信用金庫、相互信用金庫、労働金庫、信漁連、農協、郵便局または、コンビニエンスストア、スマートフォン決済)をご利用ください。

◇便利な口座振替をご利用ください。手続は、市役所税務課または、市内金融機関でできます。

※口座振替予定は毎月25日です。金融機関が休みのときは翌営業日となります。

詳しくはこちら



納税相談

病気など特別な事情により納付が困難な場合には、事情に応じて分納などの納税方法のご相談に応じます。お早めに税務課にご相談ください。



税金

口座振替で納付できるもの

①市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

②市営住宅使用料、上下水道使用料、小規模簡易水道使用料、奨学資金貸付金返還金、教職員住宅使用料、老人ホーム入居者負担金

※口座振替日は、各納期月の25日(金融機関が休日のときは翌営業日)となります。

お手続きできる金融機関

(株)鹿児島銀行、(株)南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、さつま日置農業協同組合、(株)ゆうちょ銀行、九州労働金庫

市税に関する証明書の発行

問 串木野庁舎 税務課 ☎33-5615 市来庁舎 市民生活課 ☎21-5111

市税に関する証明書は、市役所1階の税務課窓口や市来庁舎市民生活課で発行しています。

証明書などの請求は、原則として本人が行います。(本人確認を行いますので、本人であることを確認できるものを用意してください。)

代理人が請求をする場合は、本人からの委任状(代理人が同一世帯の方である場合は不要)と、代理人本人であることを確認できるものを用意してください。

種類	必要なもの	手数料
所得証明書		1件 200円
課税・非課税証明書		1件 200円
納税証明書	①顔写真付の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)	1件 200円
資産証明書	②代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書等	1件 200円
固定資産評価証明書		1件 200円
公課証明書	※代理人が同一世帯の方である場合は不要(固定資産に係る証明書を申請する場合は、同一世帯の家族でも委任状が必要です。)	1件 200円
土地証明書	土地台帳・家屋台帳・地籍図の閲覧	1件 200円
	地籍図交付	1件 200円
固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し		1件 200円
住宅用家屋証明書	①印鑑 ②住民票 ③登記済証	1件1,300円
軽自動車税納税証明書	①車検証(写し等) ②顔写真付の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)	無 料
原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバープレート交付	①販売証明書等	無 料

※固定資産関係の証明について、死亡者名義の証明は、相続人が申請することができますが、名義人との関係がわかる戸籍謄本等(写しでも可)が必要です。

●郵便でも各種税証明書等の請求ができます

郵便請求できる証明書等	証明する記載事項及び注意事項	1通あたり 手数料
所得証明書 (所得課税証明書も交付可)	該当年の1月から12月における収入・所得金額。必要に応じて控除内訳(扶養人数、社会保険料等)も記載。(所得課税証明書には市県民税額も記載)	200円
市民税課税(非課税)証明書	該当年の1月から12月における市民税額(均等割額・所得割額)が記載。非課税については、『非課税である』ことの証明	200円
申告書等の写し	市民税・県民税申告書等の写し	200円
納税証明書	年度ごとの税目、納付すべき額、納付済額、未納(注1)額 ★ご注意ください★ 税の未納または滞納(注2)があると証明を発行することができません。	200円
軽自動車税納税証明書(車検用)	標識番号、納税済年月日、証明書の有効期限	無 料
資産証明書	資産の種類(土地・家屋等)、各資産の件数、地積または床面積、評価額	200円
評価(一筆)証明書(評価額まで表示)	土地・家屋の所在地、家屋番号、地目または種類構造、地積または床面積(台帳面積・課税面積)、評価額	200円
公課証明書(固定資産税額まで表示)	上記評価(一筆)証明の内容と、固定資産税相当額	200円
土地証明書	地籍図交付のみ	200円
固定資産税名寄帳兼課税台帳	名義人が所有する全ての資産ごとに、土地・家屋の所在から、地目、地積、評価額、課税標準額等を記載	200円
住宅用家屋証明書		1,300円

(注1)未納とは、現年度に課税された税金(保険料)について、納期限を過ぎても納付がない状態のことです。

(注2)滞納とは、前年度以前に課税された税金(保険料)について、現在も納付がない状態のことです。

●請求の際必要なもの

1. 申請書(所定の申請書様式または便箋等に以下の事項をご記入ください)

- 必要な方の現住所・氏名・生年月日・日中連絡のとれる電話番号
※転出された方は、いちき串木野市にお住まいだったときの住所もご記入ください。
※法人の場合は、所在地・名称・代表者名が必要です。
- 申請(請求)される方の住所・氏名・生年月日・必要な方のご関係・日中連絡のとれる電話番号
- 証明書の種類、対象年度、通数
- 使用目的、または提出先(車検用の軽自動車税納税証明書が必要な場合は、車両番号をご記入の上車検証の写しを同封してください。)

2. 委任状(申請者が同一世帯の方の場合は不要※)
※固定資産関係の証明書については、申請者が同一世帯の家族の場合でも委任状が必要です。
※法人の場合は、所在地・名称・代表者名・代表者印が必要です。
 3. 手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます。)
 4. 申請(請求)される方の顔写真付の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
※固定資産関係の証明について、死亡者名義の証明は相続人が申請することができますが、名義人との関係がわかる戸籍謄本等(写し可)を添付してください。
 5. 返信用封筒(切手を貼り、返信先 {申請者住所・氏名} をご記入ください。)
※原則、受付日に返送いたします。お急ぎの場合は速達分の切手も加えてください。
- 申請書及び委任状の様式は、市のホームページからダウンロードできます。



e-Tax(国税電子申告)

問 伊集院税務署 ☎099-273-2541 税務課 ☎33-5616

- e-Tax(イータックス)とは、インターネットを利用して国税に関する申告・納税などの各種手続きをすることができます。
詳細な情報については、次の二次元コードからホームページをご覧ください。

[\[e-Tax\(国税電子申告・納税システム\)\]](#)



eLTAX(地方税電子申告)

問 串木野庁舎 税務課 ☎33-5616

eLTAXとは、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムのことです。

eLTAXの特徴

- ・窓口へ行く必要がなく、オフィスや自宅からインターネットで申告できます。
- ・eLTAXに参加している複数の地方公共団体への申告がまとめてできます。
- ・市販の税務・会計ソフトに対応しています。
- ・自動入力や自動計算など、申告書作成支援機能があります。

利用できる税目

個人市県民税(給与支払報告書等)、法人市民税、固定資産税(償却資産)、市たばこ税、入湯税、鉱産税
詳しくは市のホームページまたはeLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXヘルプデスク ☎0570-08-1459



市
ホームページ



eLTAX
ホームページ

eLTAX(地方税電子納付)

問 串木野庁舎 税務課 ☎33-5615

ご自宅に届く納付書に印刷された二次元コードやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで税金が支払えます。

対象税目

- ・市県民税
- ・法人市民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

支払い方法

- スマートフォンアプリによる支払い
アプリを起動し、二次元コードを読み込んで支払いを行います。
- 地方税お支払いサイトによる支払い
右サイトにアクセスし、二次元コードを読み取るかまたはeL番号を入力することで、税金の納付ができます。



税金